



発行 新潟県

**第 56 号**

令和6年7月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 823 保安林の指定予定（治山課）
- 824 公共測量の実施通知（監理課）
- 825 公共測量の実施通知（監理課）
- 826 道路の区域変更（道路管理課）
- 827 道路の供用開始（道路管理課）
- 828 道路の区域変更（道路管理課）
- 829 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- クリーニング師試験の実施（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）

選挙管理委員会告示

- 59 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 60 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 61 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 62 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第823号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年7月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字北条字金山897の1、898の1から898の3まで、900、901の2から901の6まで、904の2、905の1から905の3まで、906の1から906の3まで、907の1から907の3まで、907の丑、907の寅、字道京908の1から908の3まで、908の子、909、910、929、930の1、930の2、932、940、940の子、941、941の1、942の1、943から945まで、943の子、945の子、大字西条字澤戸1144、字善福1211、1212の1、1212の2、1213、1214の1、1214の3、1215、字鏡池1216、1219、1221から1230まで、1221の子、1222の子、1224の子から1224の寅まで、1225の1、1225の2、1230の子から1230の卯まで、1232の2、1232の4、1232の丑、1233、1233の子、1235、1237の子

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第824号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月23日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 公共測量(県営ため池等整備事業 外山地区用地測量)
- 2 作業期間 令和6年6月19日から令和6年7月28日まで
- 3 作業地域 南魚沼郡湯沢町大字土樽 地内

◎新潟県告示第825号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月23日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 用地測量
- 2 作業期間 令和6年6月20日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 新潟県魚沼市根小屋、徳田地内

◎新潟県告示第826号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年7月23日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字下船渡戊288番9から	新	8.2~13.7メートル	391.3メートル
同郡同町大字下船渡戊504番3まで	旧	7.9~11.9メートル	391.3メートル

◎新潟県告示第827号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年7月23日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間  
中魚沼郡津南町大字下船渡戊288番9から同郡同町大字下船渡戊504番3まで
- 3 供用開始の期日 令和6年7月23日

## ◎新潟県告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年7月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市安塚区坊金字向山1398番1から 同市安塚区坊金字向山1432番1まで	新	(A)4.5～11.2メートル	185.0メートル
		(B)5.3～52.3メートル	173.0メートル
	旧	4.5～11.2メートル	185.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## ◎新潟県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年7月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間  
上越市安塚区坊金字向山1398番1から同市安塚区坊金字向山1432番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年7月23日

## 公 告

## クリーニング師試験の実施について（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和6年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和6年7月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時  
令和6年10月9日（水）午前10時から
  - (2) 場所  
新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県自治会館別館9階 901会議室
- 2 試験科目
  - (1) 衛生法規に関する知識
  - (2) 公衆衛生に関する知識
  - (3) 洗たく物の処理に関する知識

- (4) 洗たく物の処理に関する技能  
ア 繊維の鑑別  
イ ワイシャツのアイロン仕上げ
- 3 受験資格  
次の各号の一に該当する者  
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者  
(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者  
(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者  
(4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和30年厚生省令第21号)附則第2項に該当する者
- 4 受験手続  
(1) 受験願書受付期間  
令和6年8月19日(月)から9月9日(月)まで(土、日、祝日を除く、8時30分から17時15分までの間)とし、郵送による場合は、9月9日(月)の消印のあるものまで受け付ける。  
(2) 受験願書の提出先等  
ア 提出先  
県内に住所を有する者(新潟市に住所を有する者を除く) 住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部  
新潟市及び県外に住所を有する者 新潟県福祉保健部生活衛生課  
イ 提出方法  
持参又は郵送とする。  
郵送による場合は、次号4(3)エ「受験資格を有する者であることを証する書類及び添付書類」について、原本を提出する場合のみ可能とし、書留又は簡易書留を使用すること。  
(3) 受験申込みに必要な書類  
ア 受験願書 1通  
イ 履歴書 1通  
ウ 写真(出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの) 1枚  
エ 受験資格を有する者であることを証する書類 1通  
受験資格を有する者であることを証する書類が写しであるときは、原本を提示すること。また、書類上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄(謄)本を添付すること。なお、外国人である場合には、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類を添付すること。  
また、海外の学校を卒業している場合は、地方厚生局長の認定を要する。  
(4) 受験手数料  
8,600円
- 5 合格発表  
令和6年11月8日(金)午前9時  
新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び各地域振興局健康福祉(環境)部において行う。  
同日中に県ホームページにおいても発表する。
- 6 その他  
この試験について不明な点は、各地域振興局健康福祉(環境)部又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

---

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年7月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 C o C o L o 長岡

- 所在地 長岡市城内町一丁目611番1  
設置者 東日本旅客鉄道株式会社 他1者
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 代表取締役 深澤 祐二  
(変更後) 代表取締役 喜勢 陽一
- 3 変更年月日  
令和6年4月1日
- 4 変更の理由  
代表者変更のため
- 5 届出年月日  
令和6年7月3日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和6年7月23日から令和6年11月23日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年7月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 (仮称)西松屋上越下門前店  
所在地 上越市下門前1691番2 外  
設置者 株式会社西松屋チェーン
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
公告日 令和6年3月8日
- 3 意見の概要  
(1) 上越市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和6年7月23日から令和6年8月23日まで

### 選挙管理委員会告示

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和6年7月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
十日町市の未来づくり	樋口明弘	樋口明弘	新潟県十日町市本町1丁目下692	R6.06.07
花角英世三条市後援会	兼古耕一	村上勝	新潟県三条市旭町2丁目4番47号	R6.06.05
披田野勝幸と共に住み良い阿賀野市を創る会	披田野勝幸	瀧澤茂	新潟県阿賀野市山倉863番地	R6.06.19
未来こう会	栗山靖子	長谷川卓	新潟県新潟市中央区米山5-14-11タカサワビル2F	R6.06.03

◎新潟県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年7月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党新潟県建設産業支部	福田勝之	代表者の氏名	福田勝之	植木義明	R6.05.28
日本共産党下越地区委員会	宮脇雅夫	代表者の氏名 会計責任者の氏名	宮脇雅夫 西澤博	広川賢 広川賢	R6.04.01 R6.04.01
立憲民主党新潟県第5区総支部	梅谷守	会計責任者の氏名	小川千比呂	梅谷弥乃	R6.05.20

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いしづき幸子と市政を拓きつなげる会	鶴巻幸一	代表者の氏名	鶴巻幸一	会田きよみ	R5.04.01
梅谷守後援会	梅谷守	会計責任者の氏名	小川千比呂	梅谷弥乃	R6.05.20

とことん向 き合う会	梅谷守	会計責任者の 氏名	小川千比呂	梅谷弥乃	R6.05.20
新潟県建設 経済連盟	福田勝之	代表者の氏名	福田勝之	植木義明	R6.05.28
新潟県産業 資源循環協 会新潟県地 区政治連盟	関隆雄	会計責任者の 氏名	栗林英明	小林哲也	R6.06.24
渡辺りゅう ご後援会	齋藤真一郎	主たる事務所 の所在地	新潟県佐渡市相川 大浦775番地	新潟県佐渡市中原 472番地1	R6.06.01
		会計責任者の 氏名	中川進	中村広志	R6.06.01
渡辺よしな り後援会	渡辺能成	主たる事務所 の所在地	新潟県妙高市二俣 280番地	新潟県妙高市大字 二俣373-3	R5.08.01

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年7月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

## (1) 政治団体の名称

## ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党新潟県五泉市東蒲原郡第一支部	沢野修	R6.06.18

## イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
おおしま洋一後援会	田中嘉明	R6.05.31
新潟県水落敏栄後援会	中山恭夫	R5.03.30
武藤正信後援会	宮澤安雄	R6.06.05
本山正人後援会	石野優治	R6.05.31

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年7月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和4年分

(単位 円)

[その他の団体]

伊藤たけし後援会

---

報告年月日 06.04.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和5年分

[その他の団体]

新潟県水落敏栄後援会

報告年月日 06.05.31(05.03.30解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0